

博士學位論文審査要旨

2009年8月3日

論文題目： 芸術創造拠点と自治体文化政策—京阪神3都の事例分析—

学位申請者： 松本 茂章

審査委員：

主査： 総合政策科学研究科 教授 新川 達郎

副査： 総合政策科学研究科 教授 今里 滋

副査： 総合政策科学研究科 准教授 山口 洋典

要 旨：

本論文は、地域からの芸術創造において、そこに求められる政策主体、不可欠の役割機能、必要な環境条件に検討を加え、21世紀の自治体文化政策のための提言を最終目的としている。分析の視点は官と民が協働して地域を治める地域ガバナンスの理論であり、市民、芸術家、アートNPO、企業など多彩な地域の担い手たちが登場して政策主体になる「文化政策ガバナンス」が機能するところでは、人々や組織をつなぐネットワークづくり、人材や資金そして場所をめぐる官民のパートナーシップ構築が重要だという点を研究仮説とし、事例による仮説の実証を試みた。事例研究には、京阪神の3つの芸術創造拠点、京都市立京都芸術センター、大阪の劇場寺院・應典院、神戸の民間アートセンター・CAP HOUSEを性格の異なる代表例として取り上げている。

論文の構成については、序論として1部「文化政策研究の視点」において序章「問題の所在と研究方法」、第1章「文化政策の成果と課題」、2章「文化政策研究とガバナンス論」があり、事例研究を行う本論の2部「京阪神3都の文化政策と芸術創造拠点」には3章「3都の個性と文化政策」、4章「京都芸術センターの試み」、第5章「大阪の劇場寺院・應典院のデザイン」、6章「神戸・CAP HOUSEの実験」があり、結論である第3部には7章「地域ガバナンスと芸術創造拠点」、8章「提言 これからの文化政策」となっている。

結論では、地域からの芸術創造を目指す際に強化するべき目安、必要な施策を発見できるリストとして、新たに「芸術創造拠点マトリックス」を提案し、(1)政策主体としての市民、芸術家、行政を、(2)役割としての創造活動、参画と協働、連携と共感を、(3)環境条件として文化政策人材、資金調達、場をそれぞれ詳細に検討している。そして、官民協働の文化政策ガバナンスを実現するためには、新たな担い手の登場が求められていること、資金をめぐるガバナンスが不可欠であること、従来型の施設とは異なる新たな「場」の機能が必要であることを指摘している。

文化行政と文化政策の理論面及び事例比較の方法に関しては更なる検討の余地があるが、この論文の主要部分ではなく、論文の価値を損なうものではない。というのも充実した事例研究は周到で極めて優れたものであり、そこから引き出された知見は説得的である。よって、本論文は、博士（政策科学）（同志社大学）の学位を授与するにふさわしいものであると認められる。

総合試験結果の要旨

2009年8月3日

論文題目： 芸術創造拠点と自治体文化政策—京阪神3都の事例分析—

学位申請者： 松本 茂章

審査委員：

主査： 総合政策科学研究科 教授 新川 達郎

副査： 総合政策科学研究科 教授 今里 滋

副査： 総合政策科学研究科 准教授 山口 洋典

要 旨：

松本茂章氏の学位申請論文「芸術創造拠点と自治体文化政策—京阪神3都の事例分析—」に関する総合試験は、2009年7月25日午前10時40分より11時50分にかけて行われた。公聴会と総合審査の形式により実施された当該の専門分野に関する試験においては、公開の場で文化政策の理論および実証事例の位置づけ等について討論があり、学位申請者は的確にこれに答えており、その学識研究が高い水準にあり、当該分野に深い知見を有することを示した。語学（英語、フランス語）については、これまでの研究業績と合わせて、その運用能力を確認した。また、社会人大学院生として充実した研究蓄積と業績をあげてきた点もあわせて高く評価された。よって、博士（政策科学）（同志社大学）の学位を授与するに十分なものと審査委員一同は結論を得たところであり、総合試験の結果は合格であると認める。

博士學位論文要旨

論文題目： 芸術創造拠点と自治体文化政策 ―京阪神3都の事例分析―
氏名： 松本 茂章

要 旨：

本論文の目的は、地域からどのように芸術創造を行うのかについて考え、欠かせない条件や必要な要素に検討を加え、21世紀の自治体文化政策のありようを提言するものである。

分析の視点として、官と民が協働して地域を治める地域ガバナンス理論を採り入れる。それによれば21世紀の地域文化政策において、自治体だけが公共性を独占するものではなく、市民、芸術家、NPO、企業、事業者など、多彩な地域の担い手たちが登場して政策主体になる。すなわち「文化政策ガバナンス」が不可欠であり、そこでは、人々や団体をつなぐネットワークづくり、そして人材、資金、場をめぐる官民のパートナーシップ構築が重要になってくることを研究仮説とする。

実証のための事例研究には、京阪神の芸術創造拠点3つを選んだ。1つには昭和初期の小学校校舎を改装した京都市立の京都芸術センター、2つには大阪の劇場寺院・應典院、3つには神戸のNPO法人が運営した民間アートセンター・CAP HOUSEである。これらの事例研究で得た知見をもとに、地域からの芸術創造を目指す際の目安、あるいは点検項目になる「芸術創造拠点マトリックス」を新たに提案した。芸術創造の政策的範疇の構成単位としては、芸術創造拠点に関する文化政策に関して求められる政策主体、拠点が持つべき欠かせない役割、そして拠点が機能するうえで必要な条件についての検討が必要となる。さらに具体的な検討のために、政策主体として市民、芸術家、行政の3つを、役割として創造、参画と協働、連携と共感の3つを、条件として人材、資金、場の3つを、それぞれ分析することにした。

本論文は8章で構成されている。序論である第1部は「文化政策研究の視点」と題し、序章「研究の目的と手法」、第1章「文化政策の成果と課題」、第2章「文化政策研究とガバナンス理論」で成り立っている。事例研究を行う本論の第2部は「京阪神3都の文化政策と芸術創造拠点」と名づけて、第3章「京阪神3都の文化政策」、第4章「京都芸術センターの試み」、第5章「大阪の劇場寺院・應典院のデザイン」、第6章「神戸・CAP HOUSEの実験」を配置した。結論である第3部は第7章「地域ガバナンスと芸術創造拠点」と第8章「提言 これからの文化政策」で構成した。

序章では、政府体系（ガバメンタル・システム）の変動期である現代社会において、近年、全国各地に官民協働型の芸術創造拠点が生まれつつあることを指摘し、それらの拠点から新しい地域経営の担い手が誕生する可能性があるとの問題提起を行った。研究の手法としては、文献調査を行う一方で、関係者のインタビューを実施することにした。

1章では、これまでの自治体の文化行政あるいは文化政策の成果を振り返った。文化行政と文化政策の差異の整理を行ったうえで、1995年1月の阪神・淡路大震災を境に、自治体主導の文化行政から、民間も政策主体になり得る文化政策への転換が図られたことを浮き彫りにした。自治体の文化行政は1970年代に本格化的に始まったが、バブル経済期の1980年代後半から1990年代前半にかけて、全国各地でハコモロ行政が展開され、1990年代後半以降、文化関連予算の削減が進んでいる現状を紹介した。続いて、当時の文化行政は施設建設中心の公共事業的発想にとどまっていたことから、せっかく施設をつくっても、地域からの芸術創造への貢献が難しかったこと、東京など中央からの芸術文化配給の受け皿にとどまりがちだったこと、など、文化行政の陥穽を提示した。

2章では、文化政策研究に焦点をあてた。文化政策研究を行う関係学会の動きを紹介し、これまでの文化政策研究の歩みを紹介した。文化経済学会〈日本〉が1992年に、日本アートマネジメント学

会が1998年にそれぞれ発足して、文化政策を研究の1分野に含めて研究を続けてきたこと、そして2007年に文化政策研究を専門とする日本文化政策学会が誕生した経緯を記述して、文化政策研究が1つの転換期を迎えたことを記した。続いて日本文化政策学会の初代会長、中川幾郎(帝塚山大学)の言説を踏まえながら、先行研究レビューを行った。中川が2001年の『分権時代の自治体文化政策 ハコモノづくりから総合政策評価に向けて』で示した「自治体文化政策基本モデル」(中川モデル)を、現時点で最も応用可能な文化政策理論として評価した。しかし中川モデルは文化政策全般について言及したものであり、芸術創造に限定した政策の目安あるいは点検項目を提示する必要があると考え、新たに「芸術創造拠点マトリックス」の策定を試みた。そして官民協働による芸術創造拠点の設立は、政府体系の再編という観点から分析できる可能性があるとの仮説を掲げた。

事例研究を行う本論である2部においては、まず3章で、京阪神の政令指定都市3市が展開してきた文化行政・政策の歩みを紹介し、文化政策をめぐる差異を明らかにした。

4章から6章にかけては、各章とも、1節「概要」、2節「場の管理と運営」、3節「設立の経緯」、4節「人々の熱情とネットワーク」、5節「官民のパートナーシップ」、6節「ガバナンス」と題し、視点をそろえたうえで分析を試みた。

4章では、2000年に開館した京都芸術センターを取り上げた。新進の芸術家を支援するため、貸し館にせず、有識者で構成する運営委員会が利用者・団体を選考したり事業企画を決めたりする民主導の運営形態を紹介した。そして創作に励む劇団やダンスカンパニーから新進の芸術家たちが育ちつつある成果に触れた。設立の経緯では、京都大学名誉教授の河野健二や染色家の森口邦彦ら文化人のネットワークについて詳述した。ここでは新進芸術家を育てる拠点の必要性を訴える京都市芸術振興計画(1996年)をまとめるための自由な論議、あるいは昭和初期に建てられた歴史的建築物の校舎を芸術創造拠点に再生する過程、若手演劇人たちの運動などを文献や証言で追い、上意下達ではない「文化政策ガバナンス」の好事例を示した。その後、京都市は同センターに指定管理者制度を導入し、予算を削減しつつあるため、曲がり角に差し掛かった現状についても触れている。

5章で取り上げた應典院は、1997年に再建された寺院で、「日本でいちばん若者が集まる寺」として知られる。ここで展開される演劇や美術などの活動を通じて、地域からの芸術創造に貢献する実績を紹介した。そしてアートNPOである應典院寺町倶楽部が運営する現状を詳述し、常駐スタッフに触れた。設立の経緯では、親寺・大蓮寺の歴史を記述したあと、大蓮寺と應典院の両住職である秋田光彦の半生を詳しく述べた。20代、東京で映画プロデューサーとして活躍した秋田は、映画製作をめぐる自らの実体験を踏まえ、芸術家の心情を理解できる人物であり、創造の場をデザインする「文化政策人材」の実例である。さらにスタッフが常駐していなかった初期、若手演劇人たちのフレンドシップ劇団が自主管理に協力していた経緯を証言で振り返り、芸術家と劇場のネットワークに注目した。さらに民間独自の文化政策として始まった應典院の試みが、その後、企業メセナ、大阪府などの公的資金を獲得し、2006-2009年度には大阪市から総額3200万円の公的資金を得て、臨海部の築港で「アートリソースセンター by Outenin」(愛称・築港ARC)を開設するに至ったことを詳述した。應典院の試みは「文化政策ガバナンス」にふさわしい事例であると結論できた。

6章で取り上げたのは、神戸のNPO法人「芸術と計画会議」(C.A.P.)が自主運営していた民間のアートセンターCAP HOUSEの実験である。同会議は昭和初期に建てられた旧国立神戸移民収容所に注目し、廃屋同然の建物を神戸市から無償で借り受け、自分たちで清掃して民主導の文化政策を試みた。建物を所有する神戸市は施設利用を同会議の自主管理に委ねた。筆者はこれを自治体による「黙認の文化政策」と呼ぶ。芸術家たちは1990年代前半、神戸市の文化政策に疑問を抱き、望ましい美術館のあり方に対する政策提言を行った。その直後の1995年1月、阪神・淡路大震災が発生した。震災で神戸のまちが壊れたのをきっかけに、芸術家たちはネットワークを形成して、アートNPO法人を設立していく過程を詳しく記述した。芸術家の熱情やNPOの理念は市職員のなかにも浸透し、旧移民収容所の無償貸与が実現する。CAP HOUSEの実験は、NPOと自治体による官民協働型の文

化政策の試みであること、人々のネットワークが生かされたこと、資金が官と民からバランスよく寄せられていること、から「文化政策ガバナンス」の好事例である。

第3部の結論においては、7章で事例研究から浮かび上がってきたネットワークやパートナーシップの重要性を整理した。そして先述した3つの政策主体、3つの役割、3つの条件についての検証を行った。8章では、地域で芸術創造拠点を設立する際の日安や施策を補強する際の点検項目となる「芸術創造拠点マトリックス」を提言した。続いて官民協働の「文化政策ガバナンス」を実現するためには、芸術と政策の双方への理解を兼ね備えた文化政策人材が必要であるとする「人材のガバナンス」、自治体の公的資金だけに頼らないと考える「資金のガバナンス」、あらゆる場を官民で創造拠点に活用する「場のガバナンス」、それぞれの重要性を指摘した。結論として、自治体文化政策には地域ガバナンスの視点が必要であること、芸術創造拠点に関わった市民や芸術家が地域の新たな担い手になる可能性があること、を明らかにした。